

2013年漁業センサス調査の概要

1 調査の目的

2013年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
海面 漁業調査	漁業管理組織調査	農林水産省 地域センター等 調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	海面漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査		
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

※網掛け部分を北海道が担当、それ以外は北海道農政事務所が担当。

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりで、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取り決めがあり、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に関係する組織

なお、福島県の管理組織には、組織の実態はあるが東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、操業を自粛している4市町12組織（相馬市7、南相馬市1、浪江町2、新地町2組織）は含まない。

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

イ 内水面漁業地域調査

水協法第18条第2項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

5 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

生産条件、地域活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

6 調査期日

平成 25 年 11 月 1 日現在（流通加工調査は平成 26 年 1 月 1 日現在）で実施した。

7 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

8 数値について

(1) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した記号の用途は以下のとおりである。

「－」：事実のないもの

「X」：数字が秘匿されているもの